第1回 甲賀市総合教育会議 次第

日時:平成29年9月27日(水)

 $10:00\sim11:30$

場所:水口庁舎会議室301A

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 議 題
 - (1) 協議事項
 - ①甲賀市教育振興基本計画(後期計画)の成果・課題について
 - ②甲賀市教育大綱の改定について
- 4. 事務連絡
- 5. 閉 会

(配布資料)

- 資料1)甲賀市総合教育会議構成員名簿
- 資料2)甲賀市総合教育会議設置要綱
- 資料3) 甲賀市教育振興基本計画(後期計画)各課の成果と課題
- 資料4)甲賀市教育大綱(原案)
- 参考資料)甲賀市教育大綱(平成27年(2015年)8月)
- 参考資料)第2次甲賀市総合計画(平成29年6月30日)
- 参考資料)甲賀市教育振興基本計画後期計画(平成26年(2014年)4月)

資料 1

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役職	備考
岩永 裕貴	市長	議長
山下 由行	教育長	
山田 喜一朗	教育長職務代理者	
藤田 正実	委員	
今井 智一	委員	
松山 顕子	委員	

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議 (以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の 調整を行う。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
 - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術 及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。(組織)
- 第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

- 第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重し なければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると

認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めると きその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、 総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市教育振興基本計画(後期計画) 各課の成果と課題

【教育総務課】

施設整備計画に基づき、全ての小中学校において耐震化を図りました。

さらに快適な教育環境を整えるため、空調・トイレ整備も含め老朽化した学校施設の大規模改造事業や施設の長寿命化についても、小中学校再編計画との調整を図りながら進めてまいります。

また、安心・安全な学校給食の提供のため、アレルギー対応や災害時の食糧 供給施設としても機能する学校給食センターを整備します。

【学校教育課】

「確かな学力の向上事業」として、児童生徒の学びの意欲・やる気の高揚と基礎基本の定着、思考・判断・表現力等確かな学力の向上に取り組み、授業改善「こうか授業術 5 ヶ条」が進み、子どもたちが意欲的に学習にのぞむ姿勢が見られました。「わかる」「できる」につながる確かな学力が定着するためにも、今後も継続した取り組みが必要となります。

特色ある学校づくりでは、小中学校が地域の特色や伝統を生かして、学校独自のさまざまな活動を展開することで「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を目指し、「生きる力」の育成を図ることが出来ました。

世代間の教職員にばらつきがあり、次世代のリーダーの年齢が一気に低下することから、教職員を対象にした研修会や、予習を取り入れた授業、ICTを活用した指導などの研究を更に強化していきます。

教育相談については、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーと訪問相談員が、学校や保護者と関りながら、学校不適応児童生徒の支援を行いました。また、外国籍の児童生徒も多く、母語支援員を小中学校に派遣し、日本語指導や授業の補助、学校配布文書の翻訳や通訳などを行っています。相談内容が複雑化し、転出入も多いことから、今後は個々のケースに対応した支援が必要となります。

【社会教育課】

生涯学習と学習者への支援として、「まなびの体験広場」や「あいこうか生涯カレッジ」等の実施により、市民の自主的・自発的な学習への支援を行うことができました。

さらに、社会教育委員の会議からの提言を踏まえ、教育人材バンクや地域の 人材を活かした講座等の学習機会を設けていきます。

図書館ではブックスタートやおはなし会、小学校や児童クラブへの移動図書館等の事業や図書館のサービスを知っていただくため、「図書館まつり」等の開催やイベント会場でのPR、雑誌のリユース、本の福袋、忍者図書館などを行いました。

今後、子育て部局や学校と連携し、さらなる子どもと本を結びつける環境づくりを進めていきます。

また、青少年の健全育成として、自然体験活動における指導者育成や「ニンニン忍者キャンプ」等を通じて青少年リーダーの育成を行いました。

持続的育成(人づくり)を行うため、リーダーの活躍できる事業の拡充を進めていきます。

【人権推進課】

「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」の3つの計画と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した「甲賀市人権に関する総合計画」を策定すると共に、「甲賀の人権教育基底プラン(改訂版)」を策定しました。

この計画を実りのあるものとしていくために、家庭、地域、学校、職場等、 あらゆる場での人権に関わる教育・啓発を充実するとともに、とりわけ、啓発 講座等への更なる参加者の確保や参加者層の拡大にむけた工夫をこらし、人権 教育・啓発の拡充を図り、人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

【保育幼稚園課】

家庭教育において、家庭教育の向上のため、親子の育ちの場として「子育て親育ち講座」や「いきいき孫育て講座」を実施するなど、各種事業を展開しました。

保育園・幼稚園教育においては、保育・教育の充実に向け育児担当保育の実践や保育教育課程を基にした研究保育や「スキルアップ研修会」・「フォローアップ研修会」など保育士や幼稚園教諭の資質向上に向けての取り組みを推進してきました。

さらに、甲賀市教育支援委員会において就学前特別支援教育を担い、各関係機 関と連携し支援の充実を行っています。

今後、子どもの学びと育ちをつなぐため、小学校との連携を深め、接続カリキュラムの作成を行い合同研究の充実を図っていきます。

【文化スポーツ振興課】

生涯スポーツ推進体制の充実につきましては、誰もが気軽にスポーツを楽しみ親しめる社会作りをめざし、スポーツ推進委員やスポーツ指導員等が総合型地域スポーツクラブ等各種団体と連携し活動の充実をはかりました。

今後も、研修会を開催するなど指導者の資質向上を図り、スポーツに気軽に 参加できる機会を増やし底辺の拡大に努めます。

また、スポーツ施設の有効利用については利用者に利用しやすい環境を整える必要があることから管理運営や手法を見直します。

スポーツ事業の推進については、伝統あるあいの土山マラソン大会を継続するために、本大会がマラソン愛好者から是非走ってみたい大会として選ばれるよう運営方法等を検証します。

文化振興施策につきましては、甲賀市文化のまちづくり計画に基づき、実演芸術のワークショップを実施して、未来の文化・芸術・芸能を担う人材育成をはかりました。また、県や文化の市民団体、プロモーターとの協働により、多様な事業が実施できる環境整備につとめました。さらに、自主活動を行う甲賀市文化協会連合会、独自に活動する和太鼓グループ団体を支援するとともに、甲賀市美術展覧会、あいこうかうたプロジェクトなど、市民が自主的に参加できる事業を行いました。

今後は、文化の未来を担う子どもたちを育てる事業を引き続き実施する他、 文化・芸術・芸能の特性を生かし、高齢化社会に適応した事業、また、文化施 設に来場できない市民へアウトリーチする事業により、社会参加の機会を提供 していきます。

【歴史文化財課】

甲賀市史全8巻を刊行し、市史編さん事業を完了しました。また国史跡指定を受けた水口岡山城跡や聖武天皇の史跡紫香楽宮跡について、市民団体と協働しながら観光事業と連携し魅力の発信に努めています。また貴重な文化財の価値を損なうことなく継承するために、保存修理事業を実施し、適切な保護に努め、さらに地域に埋もれている歴史遺産の調査を実施し、貴重なものは市指定文化財として指定をして保護の措置を図りました。そして市民に甲賀市の豊かな歴史文化を普及させるために資料館等施設で展示公開し、また講演会の開催により、学習の機会を設けています。

今後は、文化財を市民自らの手で守っていただくための保護意識の啓発や、また歴史遺産を観光資源として活用し、地域の活性化に資するために魅力の高揚

を図ることが課題であります。

甲賀市教育大綱(原案)

~未来を切り拓く人づくりをめざす~

平成30年(2018年) 月 甲賀市

はじめに

<盛り込むべき観点>

- (0) 甲賀市教育を取り巻く現状
- (1) 甲賀市教育の使命
 - ・子どもたちがいきいきと健やかに安心して夢を追い続けることができる社会の実現 (総合計画:3つのテーマ 子育て・教育から)
- (2) これまでの成果と課題
 - ・甲賀市教育振興基本計画(後期計画) 各課の成果と課題(甲賀市教育振興基本計画(後期計画)進捗状況 資料3)
- (3) 教育の目指すべき姿
 - ・人間の尊厳と基本的人権が守られ、誰もが自分らしく生きることができる

(まちづくり大綱 その1)

- ・まちを愛し、そこに住み続けたい、働きたい、まちのために活躍したい人材の育成 (まちづくり大綱 その2)
- ・自然・文化・伝統技術等を大切にし、次世代に継承しながら、その資源を最大限に活かす (まちづくり大綱 その2)
- ・豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育の推進 (まちづくり大綱 その5)
- ・すべての子どもが健やかに育ち、経済的な不安等を感じることなく、のびのびと夢を追えるような社会の実現 (まちづくり大綱 その5)
- (4) 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
 - ・少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化
 - ・技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化
 - ・子どもの貧困などの格差の固定化
 - ・ 地域の課題
 - ・子どもを取り巻く状況変化

(国第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方)

平成30年(2018年) 月

甲賀市長 岩永 裕貴

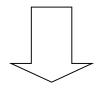
〈目次〉

1.	教育方針・・	
2.	教育目標 1 教育目標 2	ともに学び ともに育ち ともに生きる 豊かな心と健やかな体を育む 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる
3.	教育施策の柱	

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

- ・人と人とのつながり(絆)を大切にする
- ・教育による人づくりこそが、まちづくりの根幹をなす
- ・歴史や伝統文化に誇りをもち、郷土愛にあふれた人材の育成
- ・命の尊さを重んじ、生きる力を育む
- ・自らの未来、社会の未来をたくましく切り拓く力を育む
- ・グローバル化の進展に伴い、世界に通用する人材の育成



<甲賀市の将来像>

「あいこうか いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち」の具現化

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標 を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び ともに育ち ともに生きる

- ・安全に安心して学べる環境づくり
- ・一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進
- ・様々な課題を抱える子どもへの支援の充実
- ・生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくり
- ・いじめや不登校のない学校をつくる
- ・教職員の指導力と資質の向上を図る
- ・主体的で深い学びをとおして、確かな学力を身につける
- ・学校、園、家庭、企業、地域との連携を強める
- ・地域人材の活用

^{教育目標} 2 <u>豊かな心と健やかな体を育む</u>

読書と体験をとおして豊かな心を育む

- ・子どもの時から本に親しむ環境づくり
- 様々な体験を通して豊かな心とリーダー育成を図る
- ・命の大切さを学び自尊感情を高める
- ・豊かな心と感性を育む道徳教育の推進
- ・本物の文化、芸術、芸能に触れることで、創造力と文化力を高める
- ・スポーツの振興と健康な体をつくる

^{教育目標} 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

世界を見据え、魅力ある地域の人を育て、モノを活かす

- ・文化・芸術・スポーツにおいて世界に誇れる人材の育成
- ・アールブリュット魅力発信や新たな文化芸術の創造
- ・世界に向けて発信できる人材の育成
- ・キャリア教育、ICT教育、英語教育等の推進
- ・文化財や郷土文化等の歴史遺産を次世代に引き継ぎ、発信する。
- ・日本遺産や国史跡に相応しい整備と活用を図る
- ・地域学の推進と開かれた学校づくり

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に 取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 家庭教育・幼児教育
 - ・親子の育ちにつながる家庭教育力の向上
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 地域の子育て力の向上
 - ・育ちをつなぐ園・家庭・地域・関係機関、小学校の連携・協力
 - ・地域の人々との交流(未就園児、祖父母、老人会など)

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力を育成する
 - ・小中連携・一貫教育を進める。
 - ・国際社会で活躍できる児童・生徒の育成を図る
 - ・いじめ対策への取組強化
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・ICT機器の導入等教育設備の充実
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員などの充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - 教職員の働きやすい環境づくり
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実
 - ・非行等の未然防止活動の展開

生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでもどこでもだれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境整備
- (2) 文化芸術の振興
 - ・文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成と活動の場の充実
 - ・文化・芸術・芸能の環境整備と自主活動支援
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
- ・市民との協働により、文化財をまちの魅力発信に活用する(史跡紫香楽宮跡 整備活用、あいこうか岡山城プロジェクト)

こころの教育

- (1) 道徳教育
 - ・豊かな心と感性を育む道徳教育の推進
- (2) 人権教育
 - ・命の大切さを学び、自尊感情の高揚を図る
 - ・あらゆる場における人権教育の推進(地区別懇談会・人権教育連続セミナー)

防災・安全教育

- (1) 防災教育
 - ・地域と共に取り組む安心・安全教育
 - ・災害に適切に対応できる能力の基礎を培う
- (2) 青少年の安全教育
 - ・生きる力を育む教育の推進
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実